

# お知らせ

## 税金・保険

### 固定資産課税明細書の送付

令和2年度固定資産課税明細書（土地・家屋）を4月上旬に送付します。確認してください。

※納税通知書は5月上旬に送付する予定です。

問合せ 課税課資産税係<sup>①</sup>157

### 令和2年度 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

納税者が自分の固定資産とほかの固定資産の評価額を比較することができます。

縦覧期間 4月1日(水)～6月1日(月)の午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日の午前11時45分～午後1時、祝日を除く）

※受付は午後5時までです。

縦覧場所 市役所1階課税課資産税係縦覧できる方 市内に所在する土地・家屋に係る固定資産税の納税者に必要な物

○本人の場合：本人確認ができるもの（運転免許証など）

○代理人（納税者と同居の家族を含む）の場合：委任状・代理人の本人確認ができるもの（運転免許証など）

問合せ 課税課資産税係<sup>①</sup>157

### 固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳に記載された事項（所在地、地積もしくは床面積、評価額など）を閲覧することができます。

閲覧期間 通年 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日の午前11時45分～午後1時、祝日を除く）

※受付は午後5時までです。

※令和2年度の固定資産課税台帳は、4月1日(水)から閲覧できます。

閲覧場所 市役所1階課税課資産税係縦覧できる方と閲覧範囲

○固定資産税の納税義務者：本人が所有している固定資産

○借地・借家人の方：借地・借家対象資産

必要な物

○本人の場合：本人確認ができるもの（運転免許証など）

○代理人（納税義務者と同居の家族を含む）の場合：委任状・代理人の本人確認ができるもの（運転免許証など）

○借地・借家人の場合：賃貸借契約書またはその写し、地代・家賃の領収書、借地・借家人の本人確認ができるもの（運転免許証など）

問合せ 課税課資産税係<sup>①</sup>157

### 国民健康保険

#### 届け出・手続きを忘れずに

次の表にあてはまる場合は、変更した日から14日以内に届け出てください。

届け出は原則世帯主が行うことになっていますが、同一世帯の方が届け出ることも可能です。

※別世帯の方が届け出る場合は委任状が必要となります。

◇届け出には下表の「届け出に必要なもの」のほか、次の書類を持参してください。

①届出人の身分証明書（運転免許証やパスポートなど顔写真入りの官公署発行のもの）

②世帯主の方および異動があつた方それぞれのマイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード

受付時間 午前8時30分～午後5時（土・日曜日の午前11時45分～午後1時、祝日を除く）

受付場所 市役所1階市民課保険係

#### ■国民健康保険の届け出が必要な場合

|            | 届け出が必要な場合              | 届け出に必要なもの                    |
|------------|------------------------|------------------------------|
| 国民健康保険に入る  | ほかの市区町村から羽村市に転入したとき    | 印鑑・転出証明書                     |
|            | ほかの健康保険をやめたとき          | 健康保険の資格喪失証明書                 |
|            | 生活保護を受けなくなったとき         | 生活保護廃止決定通知書                  |
|            | 子どもが生まれたとき             | 印鑑・保険証・母子健康手帳                |
| 国民健康保険をやめる | 羽村市からほかの市区町村に転出したとき    | 印鑑・保険証                       |
|            | ほかの健康保険に加入したとき         | 印鑑・国民健康保険とほかの健康保険の保険証        |
|            | 生活保護を受けることになったとき       | 保険証・生活保護開始決定通知書              |
|            | 死亡したとき                 | 印鑑・保険証・会葬礼状または葬儀の領収書・喪主の振込口座 |
| そのほか       | 住所・世帯主・氏名などが変わったとき     | 保険証                          |
|            | 修学のため、別に住所を定めるとき       | 印鑑・保険証・在学証明書                 |
|            | 保険証を紛失または破損して使えなくなったとき | 印鑑・使えなくなった保険証                |

※特別な事情がなく届け出が遅れると、届け出前に自己負担した医療費は保険給付できない場合があります。

問合せ 市民課保険係<sup>①</sup>125

## はむら花と水のまつり 2020 中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、今年の「はむら花と水のまつり 2020」は「前期さくらまつり」「後期チューリップまつり」とともに中止とさせていただきます。

また、3月30日(月)の羽村市動物公園開園（無料開園）、4月4日(土)の日野自動車㈱羽村工場さくらまつりも中止となりました。

皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

問合せ はむら花と水のまつり実行委員会事務局  
（羽村市観光協会 ☎ 555-9667 / 産業振興課商工観光係<sup>①</sup>655）

## 市主催イベントなどは 3月31日まで中止・延期

羽村市新型コロナウイルス感染症対策本部では、感染拡大を防止し、市民の安全を確保することを第一に考え、市が主催するイベントなどについて、3月31日(火)までの間、原則として中止もしくは延期することを決定しました。なお、この取扱いについては、今後の状況に応じ適宜見直しを行います。ご理解ご協力をお願いいたします。

なお、市内公共施設の開館状況については、各施設へ問い合わせてください。

※詳しくは、市公式サイトを確認してください▶



## 新型コロナウイルス感染症 相談や受診をしたいときは？

発熱などのかぜ症状については、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気による場合が圧倒的に多い状況です。風邪やインフルエンザなどの心配があるときには、これまでと同様に、かかりつけ医などに相談してください。

新型コロナウイルスへの感染が心配な場合、特に「相談・受診の目安」として公表されている以下の条件に当てはまる方は、下記の電話相談窓口にご相談ください。

#### 相談・受診の目安

- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

高齢の方、基礎疾患〔糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）〕がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方は

- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続く場合
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

#### ○電話相談窓口（コールセンター）

##### ■西多摩保健所【新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）】

☎ 0428-22-6141 午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

※上記の時間以外は ☎ 03-5320-4592

##### ■東京都電話相談窓口【新型コロナコールセンター】

☎ 0570-550571 午前9時～午後9時（土・日曜日、祝日も実施）

##### ■厚生労働省電話相談窓口

☎ 0120-565653（フリーダイヤル）午前9時～午後9時（土・日曜日、祝日も実施）